

日本言語政策学会 学会誌 投稿要領 (2016年6月改訂)

締切：毎年9月30日

1. 原則

- (1) 投稿原稿は、言語政策およびそれと密接に関連する分野の未公開の学術論文としての研究論文、研究ノート、調査報告、政策提言、短信、書評、新刊紹介、関連情報とする。
なお、『言語政策』への投稿とともに、日本言語政策学会の研究大会での口頭発表を予定している場合には、その口頭発表が終了した後に投稿すること。
- (2) 投稿者は本学会会員とする。共著論文の場合にも全員が本学会会員であることが必要である。編集委員会は非会員に論文の委嘱を行うことがある。
- (3) 投稿原稿が『言語政策』に掲載された後、すべての著作権は本学会に属する。このため、自身の論文等の転載、書籍への収録、他の言語への翻訳、HPなどによる公開を希望する場合は、書面にて日本言語政策学会事務局あて申請されたい。書式は自由とする。
- (4) 投稿原稿中に引用・参照する先行論文・書籍等について必要な著作権処理は投稿者の責任で行うこと。

2. 投稿原稿の種別

研究論文：実証的または理論的研究の成果として、オリジナリティを有するもの。

研究ノート：萌芽的ながら発展的な要素を含む考察、研究の前提やパラダイムに関する示唆・考察を論理的に述べたもの。

調査報告：ある地域ないし分野における調査結果を、根拠を明確にした上で述べたもの。
ないしは、ある観点からの大規模な調査結果を、根拠を明確にした上で述べたもの。

政策提言：論理的な考察、実証的なデータに基づいて言語政策について具体的提言を述べたもの。

短信：(1) 従来言及されることがない資料の紹介。

(2) 本学会誌論文、学会発表などに対して所見を述べたもの。